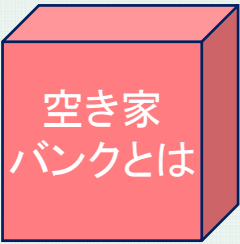
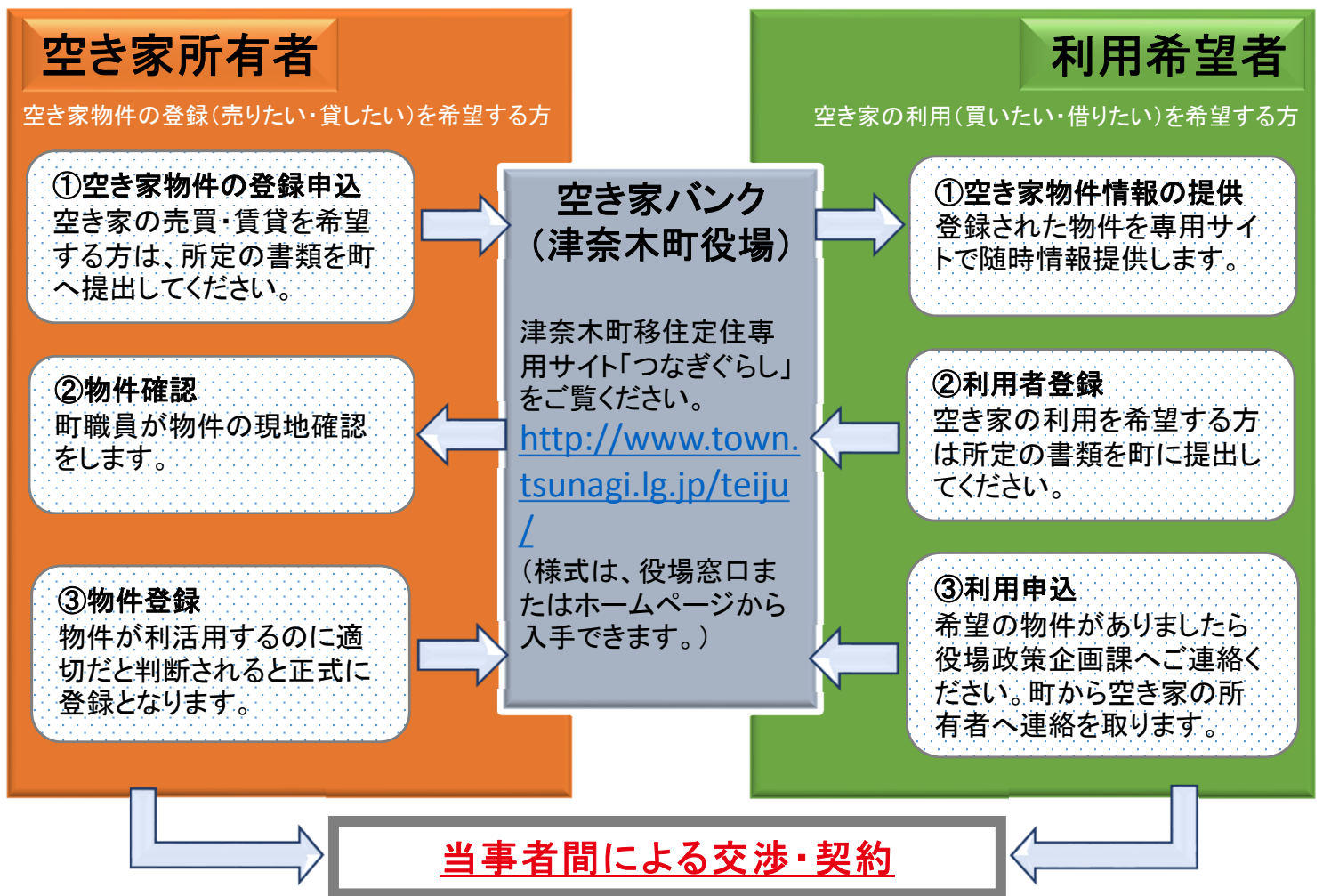


空き家バンク制度のご案内



この制度は、空き家を売りたい方、貸したい方に空き家物件を登録していただき、空き家の利用希望者へ情報を提供する制度です。津奈木町内に空き家を所有し、利活用を検討されている方、または空き家の利用を希望される方は、ぜひ空き家バンクへの登録をお願いします。

空き家バンクの登録及び利用の流れ



Ⓜ 注意事項 Ⓜ

- 空き家バンクへの登録には一定の要件があります。老朽化が著しく大規模な修繕が必要な空き家や土砂災害危険箇所など災害の恐れのある空き家は、空き家バンクへの登録ができません。
- 津奈木町では空き家物件の情報提供や連絡調整を行います。物件のあっせん・交渉・契約等を行いません。
- 契約後のトラブルに関しては、町は関与いたしません。当事者間での解決をお願いします。
- 空き家バンクに掲載される情報については、町独自の調査や所有者の申請に基づいて作成しています。詳細かつ正確な内容については利用者ご自身で調査・確認してください。
- 希望物件が、交渉中または成約済みの場合は、ご紹介できませんのであらかじめご了承ください。

空き家バンクについての
相談窓口

津奈木町役場
政策企画課

(TEL) 0966-78-3114 (FAX) 0966-78-3116
(メール) seisakukikaku@town.tsunagi.lg.jp